

# “赤い羽根共同募金助成金” 募集要項

七飯町共同募金委員会では、公の援助を現に受けていない先進的で開拓的な草の根の住民福祉活動を応援するため、「公募」により活動資金を助成いたします。

## 《基本的な考え方》

次のような先進的・開拓的な草の根の住民福祉活動を応援します。

- ・現状の活動に甘んじることなく、福祉的な課題を先取りしていくような、または、より高い目標を目指していくような活動
- ・住民の参加、協力により行政依存ではなく独自性をもって自ら問題を解決していくような活動

## 《助成の対象》

[対象となる活動団体・グループ]

◆町内で活動する「住民団体やグループ」で、活動実績に要する資金の確保に困難をきたしていること。

- ◆自主性・非営利・公開を原則とすること。
  - ・自主性～特定の企業、政党、宗教団体対等から独立し運営されていること
  - ・非営利～その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと
  - ・公開～活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開すること

## 《助成の対象となる事業》

活動のために必要な会議費、研修費、備品、機材等の購入費、PR 教材などの作成費、また活動団体の運営費に最低限必要な経費とします

## 《助成の対象として認めない費用》

- ①飲食費またはそれに類するもの
- ②講師謝礼、報酬、人件費（日当・時給等）に類するもの。
- ③建物の増改築、付帯設備等に関するもの（活動実施にあたって不可欠な増改築及び機械・器具の設置に係る必要最低限の付帯設備整備についてのみ認める）。
- ④高額、高機能が OA 機器、作業機械、備品、物品等（寄付者に納得される範囲で機種選定の見直し等の対応をはかる）。
- ⑤研修旅行費、高額な交通費等（特に認められるものについて実費のみを対象とする

## 《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、七飯町共同募金委員会へ提出してください。

### ◆応募期間

毎年 10 月 1 日から 12 月中旬

### ◆決定・助成の実施

翌年 2 月下旬ころ

補助金の支払は 6 月ころ

## 《報告》

助成を受けた団体は、実施された活動の報告書（所定のもの）を提出していただきます。

